

コンプライアンスの定着

達成像2

基本的な考え方

アンリツは、法令遵守はもちろん、社会的要請に適切した健全で誠実な企業行動を推進するため、コンプライアンス推進体制を構築・整備し、グループで働く全員の倫理意識の向上を図るためさまざまな施策を継続的に実施しています。

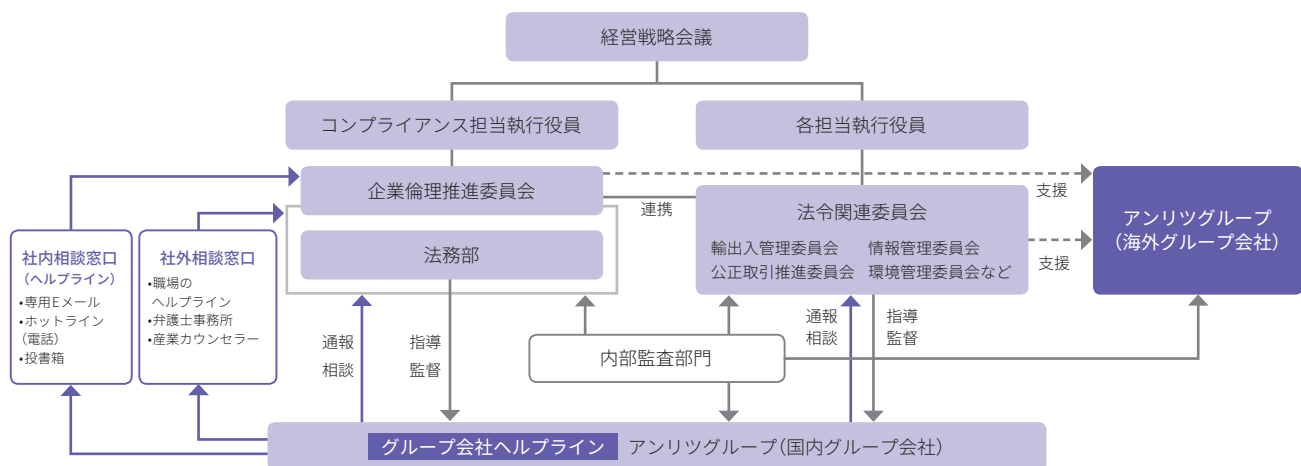
全社員が、企業の社会的責任を強く自覚し、あらゆる企業活動の場面において法令を遵守し、社会倫理に適した行動を取り、社会の要請に応えることが重要と考えます。そのために、さまざまな企業行動について、具体的な方針（職場におけるハラスメントに関する方針、個人情報保護方針など）を掲げ、不健全で不誠実な企業行動を“しない”、“させない”ことに加え、そのような行動は許さないことを全社員で共有しています。

コンプライアンス推進体制

アンリツのコンプライアンス推進は、経営戦略会議の議長である社長が率先垂範しています。そして、経営戦略会議の下に、コンプライアンス担当執行役員を委員長とした企業倫理推進委員会を置き、国内アンリツグループ各社のコンプライアンス推進活動を統括しています。

また、企業倫理推進委員会およびその事務局である法務部は、法令に関連する委員会と連携して、海外アンリツグループ各社に対し、各国・各地域の法令・文化・慣習などを踏まえた倫理法令遵守を促し、必要な支援を行うとともに海外グループ各社のコンプライアンス責任者と連携して、グローバルなコンプライアンス推進体制を構築しています。

なお、コンプライアンス推進体制が適正に機能しているかどうかを内部監査部門が監査し、必要がある場合、提言・改善要請を行っています。



■ 国内・海外グループ会社との連携

アンリツは、アンリツグループとしてのコンプライアンス体制の整備を進めています。具体的には、グループ共通の企業行動原則である「アンリツグループ企業行動憲章」および全社員が日々の行動の中で、企業行動憲章を実行するための行動指針である「アンリツグループ行動規範」を作成し、国内グループ全体で共有しているほか、グループ会社も企業倫理推進委員会にメンバーとして参加しており、コンプライアンス推進イベントや各種教育は、グループ全体で実施しています。なお、アンリツグループ企業行動憲章およびアンリツグループ行動規範（キーとなる部分の抜粋）を記した「アンリツグループの一員としての心得」を全社員に配付し、常に身近に置き、行動のよりどころとしています。

また、海外グループ各社については、アンリツグループ行動規範をベースに、各国・各地域により異なる法制度・文化・慣習などを考慮してカスタマイズした行動規範を作成しています。

■ 海外法人との連携

法務部や法令に関連する委員会は、担当分野ごとに海外グループ各社の担当者とグローバル委員会を原則年1回開催し、グローバルな倫理法令遵守を推進しています。

- 法務部：Global Compliance Committeeを開催
- 環境管理委員会：Global Environment Management Meetingを開催
- 情報管理委員会：Global IT Committeeを開催
- 輸出入管理委員会：Global Export Control Committeeを開催
- 内部統制委員会：Global Internal Control Committeeを開催

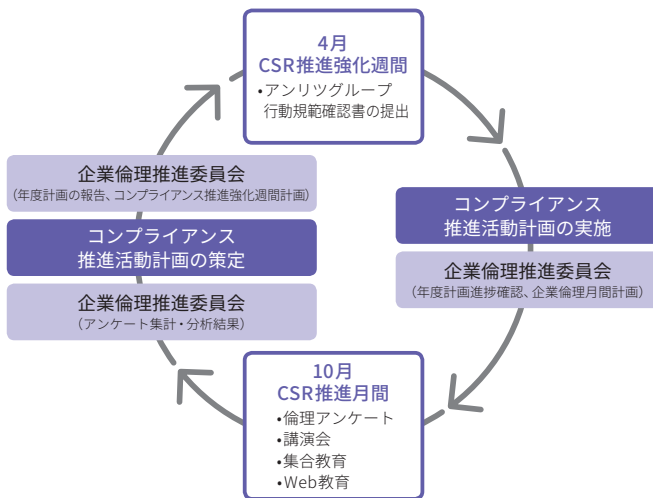
また、海外法人からアクセス可能な英語表示の法務部サイトを立ち上げ、サイトには国内と同様にさまざまなコンプライアンス違反事例を具体的に例示したケーススタディシート（事例集）を、英語版と中国語版（2種）の計3種類を掲載し、中国地区での啓発活動や教育に利用できるように支援を行っています。2015年度から2016年度にかけて、贈収賄防止に関するグローバル規程などのコンテンツを掲載し、中国のみならず全世界のアンリツグループ社員が利用しています。

企業倫理推進委員会 と継続的な改善活動 (年間活動)

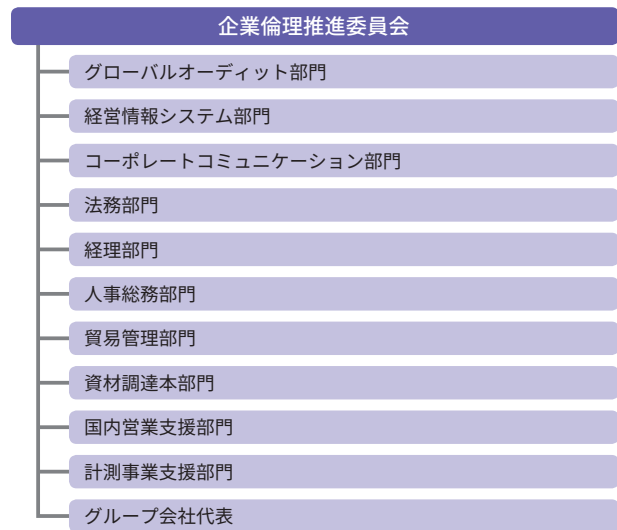
国内アンリツグループでは、各企業倫理関係部門とグループ会社の代表で構成される企業倫理推進委員会を設置し、国内アンリツグループのコンプライアンス推進活動を企画・支援・実施しています。10月の「CSR推進月間」では、企業倫理アンケートを実施し、そのアンケート結果を踏まえて各組織が次年度の活動計画を策定します。各組織は、活動計画に基づき、それぞれが改善活動を実施します。そして、一年後に実施されるアンケートにて効果の確認を行い、コンプライアンス活動の継続的な改善を図っています。

なお、4月の「CSR推進強化週間」、10月の「CSR推進月間」の活動計画や企業倫理アンケート結果等を毎年3月、9月、12月の経営戦略会議に報告し、毎年3月にはコンプライアンス推進活動の年間報告として、年度実績と次年度計画を取締役に報告しています。

▶ コンプライアンス推進活動



▶ 企業倫理推進委員会構成部門



コンプライアンス
推進活動

* WBT (Web Based Training) : インターネットやWebブラウザを利用して教育を行うこと。



有識者による講演会の様子

■ 「CSR推進強化週間」と「CSR推進月間」

毎年、4月中旬に「CSR推進強化週間」を設定し、また、10月を「CSR推進月間」と定め、国内アンリツグループ社員のコンプライアンス意識の向上を目的として、有識者や外部講師による講演会、各法令に関係する部門によるWBT*、研修、集合教育や訓練を実施しています。「CSR推進強化週間」ではアンリツグループ行動規範の確認と理解のために、国内アンリツグループ社員や派遣社員からも確認書の提出を求めています。「CSR推進月間」では国内アンリツグループの社員と派遣社員、取引先さまなどを対象に企業倫理アンケートを実施し、コンプライアンス推進活動の有効性確認や各組織での課題抽出・改善につなげています。アンケートから分析・考察・検討された問題点や課題は、各組織の執行役員や経営者へフィードバックされ、今後のコンプライアンス推進活動計画の策定などに活かされます。

- アンリツグループ行動規範の確認書提出
- 階層別・組織別教育 (新入社員、新任幹部職、グループ会社など)
- 各委員会・部門による個別・専門教育
- 有識者や外部講師による講演会 (年1~2回)
- ケーススタディシート (事例集) を用いた部門内啓発活動
- ビデオ・DVDの貸出

参考資料

Anritsu Group Anti-Bribery and
Corruption Rules
“Table of contents”

1. THE PURPOSE OF RULES
2. SCOPE (WHO DOES THE RULES APPLY)
3. DEFINITION
4. ROLES AND RESPONSIBILITIES
5. GIFT AND ENTERTAINMENT
6. POLITICAL AND CHARITABLE CONTRIBUTION
7. OTHER INTERACTION WITH GOVERNMENT OFFICIALS
8. RISK ASSESSMENT
9. TRAINING
10. HIRING OR ENGAGING OF GOVERNMENT OFFICIALS
11. DISCIPLINE ACTION
12. THIRD PARTY
13. MERGER AND ACQUISITION
14. MONITORING
15. RECORDKEEPING
16. PERIODIC AUDIT
17. ATTACHMENTS

■ 贈収賄防止に向けた取り組み

ビジネスをグローバルに展開するアンリツグループは、贈収賄などの腐敗を防止することはコンプライアンス上の最重要課題と認識し防止に取り組んでいます。

贈収賄防止は世界共通の重要な問題です。特に米国や英国で制定された贈収賄防止に関する法律は、自国内にとどまらず、いわゆる域外適用を含む厳しい法律として制定されています。

アンリツグループはすでに行動規範の中で、贈賄の禁止を謳っていますが、一層の徹底と意識を定着させるために、2012年4月に「アンリツグループ贈賄防止方針」を制定し、国内・海外のアンリツグループへ贈賄禁止の周知徹底を行いました。また、2014年度に引き続き、2015年度も国内・海外のアンリツグループ内の営業、マーケティング、資材部門員およびその他の部門の部長以上の社員約1,450名(国内750名、国外700名)を対象にした贈収賄防止WBT(Web Based Training)を実施し、国内・海外アンリツグループ内での贈収賄防止のための教育を徹底して行っています。2014年度、2015年度ともに、受講率100%を達成しました。

さらに、2015年度には、贈収賄防止を徹底するために、コンサルタントの協力を得て、グローバルスタンダードに準拠した“Anritsu Group Anti-Bribery and Corruption Rules”を制定し、2016年4月1日より運用を開始しました。これはアンリツグループ贈収賄防止方針を補足するもので、具体的な手続きに落とし込んだ規程です。本規程に基づく具体的な活動としては、リスクの高い、「接待・贈答等に関する事前承認」と「代理店等の第三者と新規契約を行う場合のDue Diligence」に焦点をあてています。事業活動を行う地域の特性を加味して規程を現地化した上で、それらの防止活動を地域ごとに行います。グループCEOより地域ごとに任命されたAnti-Bribery & Corruption Officerが中心となり、Face to Faceによる“Anritsu Group Anti-Bribery and Corruption Rules”教育を地域のカントリーマネージャーなどのキーパーソンに対して、2016年4月1日より全アンリツグループで実施しています。

■ ケーススタディシート(事例集)

日常生活や業務の中で発生した、あるいは発生する可能性のある具体的な事例をピックアップし、注意すべきポイントや解説を簡潔に記したケーススタディシート(事例集)を発行しています。イントラネットへの掲載を行い、各組織の教育啓発ツールとして活用しています。

2017年3月現在で185の事例を掲載しています。

■ 独占禁止法などの遵守状況と内部監査

公正で自由な営業活動および取引が行われていることを確認するため、営業部門(地方拠点含む)を対象に営業活動状況・受注販売プロセスの内部監査(年1回)を実施しています。監査と同時に、コンプライアンス教育(独占禁止法、下請法、輸出入管理など)も実施しています。

■ ヘルプライン

社内の倫理法令違反の未然防止、より働きやすい職場環境づくりを目指して、内部からの報告・通報・相談を受け付ける社内窓口「ヘルプライン」と、国内では社外窓口（弁護士・産業カウンセラーへの相談窓口および「職場のヘルプライン」）を設けています。また、社内の法律問題だけでなく生活全般の相談を受け付ける、顧問弁護士による法律相談日（月2回）も設けています。

ヘルプラインは、社内・社外相談窓口、法律相談の他に労働組合の窓口、産業医などがあり、相談者がさまざまな相談を適切な窓口で相談することができます。

また、倫理アンケートにヘルプラインに関する設問を設け、ヘルプラインの認知度の向上と浸透度の確認をおこなっています。2016年度のアンケートでは、「ヘルプライン（通報・相談窓口）があることを知っている」との回答を96%以上の国内アンリツグループ社員（派遣社員含む）から得ています。

気軽に相談をしてもらえるように社内の相談窓口とは別に、2012年10月より開設した「職場のヘルプライン」は、アンリツグループと利害関係のない民間企業に窓口業務を委託しており、相談員は全員、産業カウンセラーの資格を持っています。さらに、平日の時間外や休日の相談、英語（受付曜日制限あり）での相談も受け付けられるため、より相談しやすいヘルプラインとなっています。また、社内の相談窓口も相談をしやすくするために、従来は男性相談員だけでしたが、2016年度からは女性の相談員を配置しています。セクハラ被害などのセンシティブな内容には女性相談員が対応することで、今までよりも相談しやすく、多様な相談内容に対応できるようにしています。

社内相談窓口も社外相談窓口も、報告・通報の内容および報告・通報の事実は秘密として取り扱われ、報告・通報者は何らの不利益を受けることはありません。

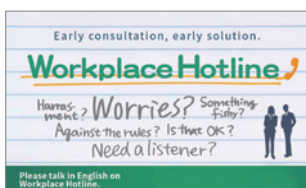
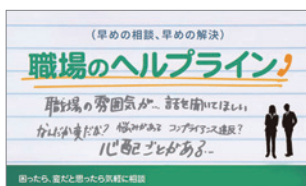
2016年4月～2017年3月までの、相談窓口の相談件数は、以下の通りです。

▶ 相談窓口の相談件数

		相談件数	合計
1	社外相談窓口	電話による相談	27
	「職場のヘルプライン」(件)	メールによる相談	
2	社内相談窓口	電話による相談	4
	「ヘルプライン」(件)	メールによる相談	
3	企業倫理アンケートの記載内容から面談(件)		9

1.の相談のうち1件については、相談者が会社の対応を望んだために社内の相談窓口につながりましたが、他の相談や通報については、社内への相談や通報を希望しなかったため、アンリツ社員からの相談であっても、相談者の秘密を守るためにアンリツ社内にはその内容は一切知らされませんでした。

2.の社内相談窓口「ヘルプライン」への相談や通報については、まず、相談内容の詳細を聴くために相談者に面談を申し入れ、面談を行いました。面談時には相談者の話をじっくりと聴き、その場で相談内容の是非を判断するのではなく、相談者と一緒に解決方法を考えていくというスタンスで臨み、それぞれの相談内容に対応しています。



職場のヘルプライン周知カード

※ 同一案件で複数回の相談を含みます。

3.の企業倫理アンケートには会社、組織、人、環境、セキュリティなどさまざまなコンプライアンスに違反するようなことへのコメントが無記名または記名で寄せられます。記名された場合には、記載した人に詳細内容を聴くために面談を申し入れ、了解を得られれば面談を行います。面談では、相談者と一緒に解決方法を考え、それぞれの相談内容に対応します。

1.2.3のいずれの場合も、相談・通報者の秘密は厳守され、不利益を被らないように配慮しています。また、関係者に話を聴くことがありますが、相談・通報者と同様に、関係者の秘密は厳守され、不利益を被ることはありません。

社内外の相談窓口体制の整備や構築といったハード面の充実だけでなく、社内の相談窓口担当者が実際に相談者と面談することを想定し、ロールプレイをメインとしたスキルアップ研修を実施し、相談員の教育も行っています。

■ 輸出管理

アンリツの計測器はハード、ソフトともに最先端のテクノロジーが詰め込まれており、利用方法によっては、大量破壊兵器を開発している国家やテロリストに悪用される可能性があります。アンリツは、輸出入管理を7つの主要リスクの一つとして定めるとともに、国際社会における平和と安全の維持に貢献するため、厳格かつ適正に手続きしています。

輸出入管理委員会を中心として、グローバルでの輸出入に対応する人員体制を構築し、安全保障輸出管理規程(コンプライアンス・プログラム)や特定輸出管理規程など独自のグローバルな管理規程を策定しています。また、効率的にリスク管理と審査を行う情報システムを整備しています。

この輸出管理体制が高く評価され、国際貿易セキュリティ確保と円滑化の両立を目指した「AEO (Authorized Economic Operator) 制度」の認定を受け、経済産業省から特別一般包括許可証を取得しており、円滑な輸出の実現という実益も得ています。

今後も、国際的な安全保障の実現に寄与する厳格な管理と、お客さまのご要望に対する迅速な対応を両立させ、取り組みの継続的な改善・強化を図っていきます。



税関に認められたAEO
(Authorized Economic Operator) 制度
のシンボルマーク

■ 税務コンプライアンス

アンリツは、海外子会社も対象としたアンリツグループ行動規範の「適正な経理・業務処理」の項において、

- 業務を遂行するにあたり、関係法令や社内規程等に基づいた適正・正確な経理・業務処理を行うこと
- 財務・会計をはじめとする全ての記録を正確かつ適切に作成、保持し、不正な会計処理や会社に損害を与える行為を行わないこと

を定め、税務に関しても同様の姿勢を基本として取り組んでいます。また、税務当局への事前相談や関連する情報開示等を行うことで、税務の不確実性の低減に努めています。

アンリツでは、金融商品取引法や関係法令等を遵守し、有価証券報告書を作成しており、税金に関してもこの報告書の中で法令等に基づく開示を行っています。